

社会保険 いばらき

9

令和元年9月分保険料から新しい標準報酬月額で計算・控除して下さい

2019 September
NO.494

- 社会保険料は納付期限までの納入をお願いします
- 社会保険料の口座振替にゆうちょ銀行の口座もご利用いただけます
- 協会けんぽ平成30年度決算及び事業報告について
- 出張年金相談のお知らせ



「偕楽園の白萩」(撮影・水戸市)：日本写真家協会会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

日本年金機構からのお知らせ

令和元年9月分の保険料から

新しい標準報酬月額で計算し控除してください

本年7月に提出していただいた「算定基礎届」により、新しい標準報酬月額が決定いたしました。この標準報酬月額は、今後、昇給や降給などにより月額変更にあたる場合を除き、令和元年9月分から令和2年8月分までの1年間の保険料や保険給付額の基礎となります。

○ 新しい保険料の控除はいつから

保険料の控除は、原則、前月分の保険料を当月支払われる給与から控除することになっています。したがって、新しく決定された標準報酬月額による保険料控除は、令和元年10月に支払われる給与からとなります。

○ 年金支給額が変わる場合があります

在職中で老齢厚生年金を受給されている方は、標準報酬月額の改定により、年金の支給額が変わったり、全額停止になる場合があります。

○ 被保険者の方に通知してください

事業主の方は、標準報酬月額の決定または改定等があった場合は、その内容を速やかに被保険者へ通知することになっております。通知方法は任意ですが、明確かつ確実に通知するようお願い致します。

社会保険料は納付期限までの納入をお願いします。

社会保険料は事業主と被保険者が折半で納め、その保険料は健康保険の給付や医療費、介護保険の介護サービス、厚生年金保険の年金給付に充てられる非常に大切な財源となっています。制度の趣旨をご理解のうえ、保険料は必ず納付期限内に納めていただくよう事業主さまのご協力をお願いします。

保険料は月単位で

健康保険や厚生年金などの保険料は月単位で計算され、月途中の入退社でも日割り計算はされません。

なお、同一月内に被保険者資格を取得・喪失し、同じ月内に国民年金の被保険者となった場合、または社会保険の適用事業所に再就職した場合、厚生年金保険料は納付が不要となるため、後日お返すためのご連絡を差し上げます。したがって、一旦は1ヶ月分の保険料をご負担いただくこととなっております。ただし、健康保険料や介護保険料は徴収しなければなりません。

給与からの被保険者分控除

事業主は、被保険者に支払う給与から被保険者負担分の保険料を控除する場合、前月分の保険料を控除します。

納付義務

事業主は、事業主負担分の保険料と合わせて納付期限までに納めなければなりません。なお、保険料の納入は口座振替が便利です。

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

協会けんぽ 平成30年度決算のお知らせ

収支差がプラスであるものの、協会けんぽの財政は引き続き楽観できない状況です。

平成30年度の決算（医療分）については以下のとおりです。

【協会けんぽ平成30年度決算（医療分）】

収入

被保険者・事業主の皆さまに納めていただいているもの

収入

約10.3兆円



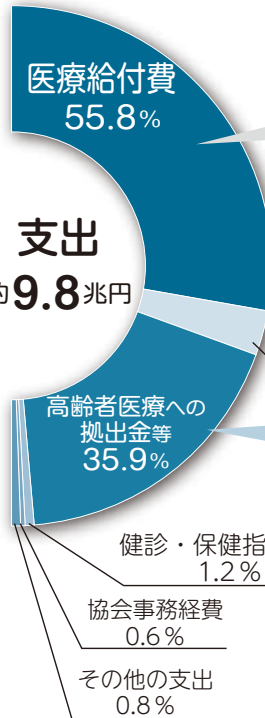
支出

協会けんぽから医療機関に支払う費用

傷病手当金等のお支払いに要する費用

支出

約9.8兆円



高齢者の皆さまの医療費の一部を現役世代が負担しています。その額は支出の約4割を占め、重い負担になっています。

| | |
|---------------|-----------------------|
| 平成30年度決算（医療分） | |
| 収入 | 10兆3,461億円 (+3,977億円) |
| 支出 | 9兆7,513億円 (+2,515億円) |
| 収支差 | 5,948億円 (+1,462億円) |
| 準備金 | 2兆8,521億円 (+5,948億円) |
| ※カッコ内は対前年度比 | |

※端数整理のため、計数が整合しない場合があります。
※より詳しい内容は、協会けんぽのホームページに掲載しています。

平成30年度決算はどういう内容ですか？

収入…前年度に比べ3,977億円の増加

平成30年度の収入が増加した要因は以下のとおりです

- ・ 保険料を負担する被保険者数の増加 (+2.7%)
なお被保険者の伸びについては29年度（9月）をピークに急激に鈍化している。
- ・ 被保険者の賃金増加 (+1.2%)

支出…前年度に比べ2,515億円の増加

平成30年度の支出の増加が抑制された要因は以下のとおりです

- ・ 診療報酬のマイナス改定 (▲1.19%)
→これにより保険給付費が1,899億円の増加にとどまった
- ・ 高齢者医療への拠出金等の制度改正
→退職者医療制度の廃止により858億円減少

この結果、30年度は収入が10兆3,461億円、支出が9兆7,513億円となり収支差はプラス5,948億円となりました。

収支差がプラスということは、協会けんぽの財政が良くなったのでしょうか？

30年度の決算における収支差はプラスですが、収入については、近年保険料収入を増加させていた被保険者の人数の伸びが急激に鈍化していることなどに加え、支出（保険給付費や拠出金等）についても診療報酬のマイナス改定や制度改正の影響（退職者医療制度の廃止）等により一時的に増加が抑制されている側面があります。

今後、団塊の世代が後期高齢者になることに伴い、拠出金が更に増加していくものと見込まれることも踏まえると、**協会けんぽの財政は引き続き楽観を許さない状況です。**

ご存じですか？

加入者の皆さまの保険料1万円当たりの使い道

- ◆ 病院等を受診した時の医療費 約5,580円
- ◆ 高齢者の皆さまの医療費への拠出金 約3,590円
- ◆ 病気で職場を休んだ際の手当金や
出産した時の給付金 約570円
- ◆ 健診・保健指導経費 約120円
- ◆ 協会けんぽの事務経費 約60円
- ◆ その他の支出 約80円

計 10,000円

協会けんぽ茨城支部 平成30年度事業報告について

平成30年度の事業報告の一部をご紹介します。

※平成30年度の事業報告書は、協会けんぽのホームページをご覧ください。協会けんぽ茨城支部へお問い合わせいただけますようお願いいたします。
※記載されている数値は、平成31年3月末時点のものです。

インセンティブ(報奨金)制度の導入

この制度は協会けんぽの加入者及び事業主の皆様の取組に応じて、インセンティブ(報奨金)を付与し、それを「健康保険料率」に反映させるものです。

全ての事業主、加入者の方々の健康への取組が医療費適正化につながります。協会けんぽも皆様の取組を全力でサポートさせていただきますので、共に取り組んでいきましょう。

特に「特定保健指導対象者の減少率」「要治療者の医療機関受診率」の項目の順位が下位に低迷しています。

| | |
|---|---------------------|
| 1 | 健診の受診率(上昇幅含む) |
| 2 | 特定保健指導の実施率(上昇幅含む) |
| 3 | 特定保健指導対象者の減少率 |
| 4 | 要治療者の医療機関受診率(上昇幅含む) |
| 5 | 後発医薬品の使用割合(上昇幅含む) |

保健事業の推進

●健康経営(コラボヘルス)の推進

茨城支部では、事業主とのコラボヘルスの一つとして、「健康づくり推進事業所認定制度」を行っています。事業主自らが従業員の健康づくりに取り組むことを宣言し、事業主と協会けんぽが連携して、事業所の健康課題の解決や職場環境改善等、従業員の健康の維持増進を図る事業です。令和元年7月10日現在、551事業所が宣言しています。

●特定健診・特定保健指導の推進

平成30年度の40歳以上の被保険者の生活習慣病予防健診実施率は**54.3%**と、前年度に比べ1%ポイント増加し、着実に向上しています。また、被保険者に対する**特定保健指導実施率は20.67%**で、前年度に比べ4.07%ポイント上回りました。

【茨城支部の平成30年度 保健事業の実績は下表のとおりとなりました】

| 保健事業内容 | 実績(前年度) | 全国(前年度) | |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 生活習慣病予防健診 実施率 被保険者 | 54.3% (53.3%) | 50.9% (49.6%) | |
| 特定健康診査 実施率 被扶養者 | 27.91% (27.9%) | 24.4% (23.2%) | |
| 事業者健診データの取得率 被保険者 | 9.1% (8.5%) | 7.1% (6.4%) | |
| 特定保健指導実施率 | 被保険者 | 20.67% (16.6%) | 16.09% (13.7%) |
| | 被扶養者 | 2.51% (3.6%) | 4.98% (4.5%) |

医療費適正化の取組

●「ジェネリック医薬品軽減額のお知らせ」をお送りしています

医療機関を受診された方のうち、一定条件を満たす方に、現在使用されている薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合の1ヵ月の自己負担額の軽減額をお知らせするものです。

平成30年度お知らせの効果
(茨城支部)

- お知らせ対象者……1回目73,604人
- お知らせの効果……ジェネリックへ変更した人 18,953人(1回目)
※2回目は集計中 医療費軽減効果 2,972万6,950円(1回目)



●債権発生防止のための保険証回収強化

退職等の理由により、資格を喪失したにも関わらず保険証を使用して医療機関等にかかった場合には資格喪失後受診となり、後日、協会が負担した医療費を返納していただけます。こうした資格喪失後受診は債権発生の大きな要因であり、協会けんぽ全体で**30年度の発生件数は155,599件、発生金額が約39億円で29年度よりそれぞれ4,926件、約3億円上回っています。**

●被扶養者資格の再確認

協会けんぽでは、毎年7月から8月にかけて、被扶養者資格の再確認業務を行っています。平成30年度は、この確認を通じて、約7.1万人の被扶養者の資格が解除となり、**高齢者医療制度への支援金等の負担が約17.3億円削減**されました。ご協力ありがとうございました。

任意継続被保険者の保険証発行が変わります

任意継続被保険者資格取得の手続きについて、これまで協会けんぽでは、お勤めされていた事業所から日本年金機構に提出される「健康保険資格喪失届」が処理され、日本年金機構から提供される資格喪失記録を確認後、新しい(任意継続の)保険証を作成しておりましたが、**令和元年10月より、退職日の確認できる証明書を添付いただくことで、新しい保険証の作成が可能となります。**なお、添付書類がなくてもお手続きできますが、その際は従来通り日本年金機構からの情報を受けてからの交付になります。

〈添付書類〉

事業主様が証明した退職証明書の写し、雇用保険被保険者離職票写し、資格喪失届写し

お問い合わせ先

全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/
企画総務グループ ☎029-303-1580

日本年金機構からのお知らせ

不審な電話や訪問にご注意ください

これまでに、全国各地で「社会保険庁」「日本年金機構」「厚生労働省」などの職員と称して、現金を詐取する、銀行の口座番号を聞く等、不審な電話や訪問があったというお問い合わせが寄せられています。また、運送会社を名乗り、「年金関係の書類が配達できない」等と電話をして、職業や会社名などの情報を入手しようとするケースもありました。

こんな電話や訪問がありました

- ・「医療費の給付金が戻るので、手続きをしてください」と言われ、銀行の口座番号を聞かれ、指示どおりに近くのATMで現金を振り込んだ。
- ・「年金の手続きが済んでいないので、代わりに手続きをするため、手数料が必要です」と言われ、現金を渡した。
- ・「高齢福祉年金の手続きがされていないが、請求期限が切れてしまいます」と言われ、証書代や印紙代を請求され、支払った。

不審な電話や訪問があったら

できるだけ1人で対応せず、相手の名前・所属や用件を聞いてメモを控え、家族等に相談してください。絶対に口座番号等の個人情報を答えてはいけません。その場で現金を手渡したり、相手の指定する口座へ振り込みをしたりせず、年金の返納や社会保険料の納付についてはお近くの年金事務所に、それ以外は警察にご相談ください。

出張年金相談のお知らせ

茨城県内の年金事務所では出張による年金相談を行っております。10月の出張年金相談の日時・会場は下記のとおりです。

なお、相談にはどの会場も事前の予約が必要です。事前に該当の年金事務所へお電話のうえ、ご予約をお願いします。

10月の出張年金相談

| 年金事務所 予約先電話番号 | 日 時 | 会 場 |
|----------------------------|--------------------|--------------|
| 水戸北年金事務所 029 (231) 2283 | 3日(木) 10:00~15:00 | 常陸太田市役所 |
| | 8日(火) 10:00~14:00 | 大子町役場 |
| | 9日(水) 10:00~15:00 | 常陸大宮市役所 |
| 水戸南年金事務所 029 (227) 3278 | 10日(木) 10:00~14:30 | 鹿嶋市商工会本所 |
| | 24日(木) 10:00~14:30 | 神栖市商工会本所 |
| 土浦年金事務所 029 (825) 1170 | 3日(木) 10:00~15:00 | 取手市商工会館 |
| | 25日(金) 10:00~15:00 | 龍ヶ崎市地域福祉会館 |
| 下館年金事務所 0296 (25) 0829 | 10日(木) 10:00~14:00 | 常総市商工会水海道事務所 |
| | 16日(水) 10:00~14:30 | 古河商工会議所 |
| 日立年金事務所 0294 (24) 2193 | 15日(火) 10:00~14:00 | 高萩市役所 |

※相談を受ける際には、運転免許証や住民基本台帳カードなどの顔写真付きの身分証明書をご持参ください。お持ちでない場合には、年金手帳または年金証書、健康保険証及び預金通帳など本人であることが確認できる書類を2つ以上提示していただきます。また、本人以外の方が相談される場合は委任状等が必要になりますので、事前に各年金事務所お客様相談室へお問い合わせください。